

(一五六七)

二 永禄十年五月 武田信玄より吾妻三原衆あて朱印状〔B〕

自來六月朔日にいたり至レ于ニ 九月朔日、草津湯治之貴賤、一切  
停止これをちょうじしおわんぬ之畢、近辺之民たみ、依レ于ニ御ごそしょうもうすにより訴訟申レ、如レ此かくのごとく被ニ仰出せん  
候よつて者也、仍レ如レ件

跡部大炊助あとべおおいのすけこれをつけたまわる奉レ之

永禄十年丁卯

五月四日 (龍朱印)

三 原 衆